

[平成19年 9月 定例会-10月02日-06号]

●子どもと家庭支援の相談業務について

●放課後児童クラブのインクルージョンについて

◆6番（山下いづみ 議員） 私は、さきに通告してあります、子どもと家庭支援の相談業務についてと、放課後児童クラブのインクルージョンについての2点について伺います。

最初に、子どもと家庭支援の相談業務について伺います。

子どもたちをめぐる問題は多様化しており、保護者や先生たちへの要求も複雑化してきています。しかし、どんなに複雑化、多様化しても、子どもたちの安全・安心な暮らしが脅かされることがあってはなりません。それには、子どもたちの支えである周りの大人たち、保護者、先生たちが悩みや戸惑いを持ち続けられないことが重要であります。

しかし、昨今、DVや虐待などの家庭のトラブルや、また、学校に理不尽な要求を繰り返す保護者をモンスターペアレントと呼び、保護者と学校とのトラブルが取り上げられています。親が、家庭のこと、子どものこと、または自分自身の悩みの解決が難しくなったとき、信頼のおける機関が手助けすることは必要だと思います。また、先生たちも同様に、悩み事や、教師の立場から教育のこと、生徒のことで保護者とのコミュニケーションが上手に運ばなかったときなど、気楽に安心して相談できる機関があれば心強いと思います。

子どもたちにとって身近な大人たちは人間形成に影響大であり、彼らの人間関係を見て育ち、その人間関係から、人を信頼する心、人を信用する心、人をいたわる心が育つことにもつながってくると思います。ですから、手助けをする機関が保護者と学校をよりよく結びつける機関でなくてはいけないと強く思います。そして、最も大事なことは、相談者の問題解決への手助けとして役割を果たしていく機関として存在することです。

富士市には、子どもと家庭支援をする相談業務が数々存在します。相談業務が現在の富士市の家庭の要望により円滑にこたえ、学校もサポートしていける機関であることが望まれます。そこで、1、相談窓口の現状について、利用者数、相談内容、手続から終わりまで、2、学校と相談事業のかかわりについて、3、今後予想される相談内容の対策について伺います。

次に、放課後児童クラブのインクルージョンについて伺います。

仕事を持つ親にとって、放課後児童クラブは重要な働きがあることはご案内のとおりです。そして、障害がある、ないにかかわらず、子どもたちが勉強から離れ、一緒に放課後の時間を過ごし遊ぶことは、ともに成長していく過程でとても大切なことです。一緒にいることが当たり前、一緒に遊ぶことが当たり前、そして1人1人の個性を理解し、認め合うことが当たり前になっていくことです。

そこで、富士市内の小学校区に設けられている特別支援学級生徒の児童クラブ参加は当然のことと考えると同時に、障害がある子、ない子と区別しがちな環境を、だれでも含む、インクルージョンになっていくこと、そしてそれが当たり前の社会になる、ノーマライゼーションにつながっていくことの提供場所として存在できると考えます。また、現在子どもたちだけで外で遊べない状況を見ると、どの保護者にとっても安全・安心に子どもたちが遊べる場所として、また、クラス、年齢の違いを超えて子どもたちが触れ合うことができ、人間関係を学ぶ格好の場所であると考えます。

そこで、1、特別支援学級生徒の参加状況について、2、特別支援学校生の放課後児童

クラブの今後について、3、対象年齢、受け入れ条件の拡大についての考えを伺い、1回目の質問を終わります。

○議長（渡辺敏昭 議員） 市長。

〔市長 鈴木 尚君 登壇〕

◎市長（鈴木尚 君） 山下議員のご質問にお答えいたします。

初めに、1項目めの子どもと家庭支援の相談業務についてのうち福祉保健部での相談業務と、2項目めの放課後児童クラブのインクルージョンについては私がお答えをいたします。1項目めの子どもと家庭支援の相談業務についてのうち、教育委員会における相談業務につきましては教育長から後ほどお答えをいたしますので、ご了承願います。

初めに、子どもと家庭支援の相談業務についてであります。富士市では、従来より子育て家庭に対する支援といたしまして、子どもに関するさまざまな悩みや不安についての相談を受け付けし、助言、また指導等を行っております。最近の子どもを取り巻く状況は、社会生活の急激な変化による核家族化の進行を初め、身近に相談相手がいないことによる保護者の育児不安や育児放棄等の問題が増加するなど、子どもを安心して育てられる環境の整備が必要となっております。子どもたちを健やかに育てるために、保護者の精神的な負担を軽減する相談業務は、地域における子育て支援策としてますます重要ではないかと考えております。

1点目の、相談窓口の現状についてであります。児童福祉課に設置されております家庭児童相談室では、保護者、保育園、幼稚園、小中学校等から子どもに関する相談を受け付けており、また、「子ども何でも相談」という相談専用の電話も設置しております。相談の種別といたしましては、生活習慣、発達のおくれ、不登校、児童虐待、家庭環境に関すること、福祉施設への入所等のさまざまな相談を受け付け、不安や悩みを抱えている保護者ととも子どもの問題を考え、助言、指導を行い、問題の解決に向けて取り組んでおります。

平成18年度に家庭児童相談室において受け付けした相談件数は、延べ5393件であります。最も多い相談項目としましては、環境福祉に関する相談でありまして、これは保護者及び子どもの家族関係や、経済的な理由により家庭において子どもを十分に養育することが困難な場合の相談であり、平成18年度の延べ相談件数は3590件となり、全体の67%を占めております。次に多い相談項目が児童虐待に関する相談となっております。身体的虐待、心理的虐待等についての延べ件数は1202件で、全体の22%となっております。

相談を受けた後の対応であります。家庭相談員やケースワーカーによる保護者及び子どもとの面接を行い、問題解決のためには何が必要かを見きわめた上で、より専門的な指導を受ける必要がある場合や、福祉施設への入所措置が必要な場合には、静岡県東部児童相談所と十分連携をとって対応をしております。また、子どもの症状から医療機関による診断、治療が必要であると判断した場合には医療機関を紹介し、療育、訓練が必要な場合には療育センター等を紹介するなど、他の関係機関と連携をとり、適切に対応をしております。

これらの関係機関とは常に連携を保ち、子どもの状況についての情報交換を行い、さらに家庭訪問等により相談者とも関係を切らさぬよう配慮した上で、問題解決まで継続的に取り組んでおります。

次に2点目の、学校と相談事業のかかわりについてであります。小中学校の児童生徒に関する相談につきましては、市教育委員会及び小中学校と連携して取り組んでおり、必

要に応じて学校訪問を行い、学校における子どもの様子等を伺い、保護者、学校とともに問題解決に向けて対応しております。また、青少年相談所の主催事業であります不登校児童のための不登校等児童生徒対策連絡会、非行児童のための青少年対策関係機関連絡会に児童福祉課の職員も参加をしております。

次に3点目の、今後予想される相談内容の対策についてであります。相談件数の最も多い環境福祉の対策につきましては、家庭環境に関するさまざまな問題が複雑に関連しておりますので、庁内関係各課、医療機関及び県東部児童相談所等と連携し、継続的な対応を図ってまいります。

また、児童虐待の相談への対応につきましては、平成18年4月に児童福祉法に定められた富士市要保護児童対策地域協議会を県下他市に先駆けて設置し、県、富士警察署、医師会、民生委員児童委員協議会等の関係機関のご協力をいただき、早期発見、早期対応を心がけ、虐待を受けている子どもの適切な保護及び支援を進めております。

さらに、平成19年4月より、生後4カ月までの乳児がいるすべての家庭を訪問する、こんにちは赤ちゃん事業を健康対策課が実施しております。この事業は、昨年度まで未熟児や育児不安を持つ家庭を対象としておりましたが、平成19年度より対象となる範囲を拡大し、生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問することで、保護者のさまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスに結びつけることを目的とした事業で、大きな問題が発生する前に予防的な視点からの子育て支援を行う対策であります。

また、平成18年度より、1歳から3歳の子どもの持つ母親を対象とした子育て支援講座を年2回開催しており、子育てに不安を感じたり戸惑ったりしている母親が、同じ悩みを持つ親との交流を通して子育てに自信を持つことにより、安心して子育てができるような取り組みを行っております。

さらに、相談業務に関係する職員につきましては、深い知識と冷静な対応が求められることから、資質の向上を図るための研修を積極的に実施し、より適切な支援に結びつけていきたいと考えております。

子どもを取り巻く社会環境が複雑多様化している中で、今後も関係機関との密接な連携を継続し、相談者が安心して子育てできるよう取り組んでまいります。

次に、放課後児童クラブのインクルージョンについてであります。放課後児童健全育成事業は、「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業」と児童福祉法では定義されております。

その目的は、昼間、保護者のいない子どもたちが、放課後や土曜日、夏・冬休みなどの学校休業日に家庭にかわる生活の拠点として遊びを中心とした活動を行い、心身ともに健全に育つことを支援することにあります。それと同時に、親の働く権利とその家庭の生活を守るという役割を担うものであり、近年では、子どもの就学後の子育てと仕事の両立支援を図る重要な事業となっております。このことから、富士市は1小学校区に1児童クラブを目指し整備を行ってまいりました。今年度からスタートした3つの児童クラブを含め、現在25小学校区に24の児童クラブが設置されております。

まず1点目の、放課後児童クラブへの特別支援学級生徒の参加状況についてであります。現在、市内13カ所の小学校に設置された特別支援学級に通う6名の児童が、5カ所の

児童クラブに入所しております。

次に2点目の、特別支援学校生の放課後児童クラブの今後についてであります。現在、市内において、障害のある子どもたちを対象に、放課後児童クラブと同様な事業を行っておりますのは、伝法小学校西側にあります「みらい」と、JR吉原駅北側にあります「なんくる」の2カ所で、どちらも障害者自立支援法の日中一時支援事業として実施しております。放課後児童クラブとは異なり、対象は18歳までであり、保護者の就労要件なども特に設けておりませんので、希望すれば基本的にはどなたでも利用可能な状況にあります。

現在、「みらい」の登録者数は57名、「なんくる」は26名であり、今後さらにニーズが高まることが予想されますが、障害特性に配慮した対応が求められますので、運営主体とも十分協議を行っていく中で、小学生と中学生、高校生を分けていくなどの対応策を考えていきたいと思っております。

次に3点目といたしまして、放課後児童クラブの対象年齢、受け入れ条件拡大についてであります。本年4月1日現在の入所児童数は1486人で、全小学校児童数の10%に当たり、そのうち小学1年生から3年生が1196人、4年生以上は290人という構成になっております。また本市は、平成15年に国からの、4年生以上も積極的に受け入れるよう配慮をとの通知を受け、入所児童の対象を小学校6年生までに拡大し、事業を実施しておりますが、入所希望数の増加により、児童クラブによっては制限をしているのが現状でございます。児童クラブの受け入れ対象については、児童福祉法に基づく制度上、保護者が労働等でいないという留守家庭児童が対象ですので、「みらい」や「なんくる」のように保護者の就労要件を除くという対象の拡大は非常に難しいと考えております。

本市の児童クラブでは、地域の子どもは地域で育てるをモットーに、運営委員、指導員、保護者の3者が協力し合い、障害のある、なしを問わず、ともに子どもたちが心豊かに育つ、安全で安心した生活の場が培われております。

放課後児童クラブは、子育て家庭の支援事業であり、子どもが育つ地域で安定的、継続的に営まれることが極めて重要であることから、今後も児童の健全な育成に資するため、放課後子どもプランの動向等を見据えながら、今以上に事業の充実に努めてまいります。

以上であります。

○議長（渡辺敏昭 議員） 教育長。

〔教育長 平岡彦三君 登壇〕

◎教育長（平岡彦三 君） 続きまして、教育委員会における子どもと家庭支援の相談業務についてお答えします。

教育委員会には、青少年相談所と学校教育課の2つの相談窓口があります。まず富士市青少年相談所の相談業務についてお答えします。

青少年相談所では、悩みや不安を抱える相談者に対して、相談員がさまざまな相談を受けています。平成18年度の相談件数は、面接相談3008件、電話相談406件であり、相談の約9割が不登校に関する相談となっております。

学校へは相談員が定期的に学校訪問を行い、悩みや不安を抱える児童生徒の情報を交換するとともに、学校では対応が困難な児童生徒について積極的に青少年相談所の利用を勧めしております。また、登校ができなくなってしまった児童生徒が学校に復帰することを目指したステップスクール・ふじという適応指導教室があり、現在、16人の子どもたちが通級しています。対象児童生徒が在籍している学校と連携をとりながら、指導を行っておりますが、必要に応じて学校教育課、児童福祉課等の関係機関とも連携をとっております。

平成 18 年度は 39 人が通級していましたが、そのうち年度内に 12 人、新年度になって 12 人が学校復帰しました。

昨今の社会情勢の変化により、相談者の悩みや不安も多種多様なものとなってきました。このため、青少年相談所では、相談員の資質向上を目的とした研修や教職員に対しては、事例研究などの研修を行っております。また、不登校等児童生徒対策連絡会などを開催し、関係機関職員、学校教職員とともに不登校に悩む児童生徒への効果的な支援方法の検討を行い、より緊密な協力体制がとれるよう努力しております。

次に、学校教育課の相談窓口に関係することをお答えします。

平成 18 年度学校教育課への相談件数は、面接相談が約 30 件、電話相談が約 350 件、メールでの相談は市長への手紙を含めて 16 件ありました。これらの相談の内容は、いじめや不登校に悩む保護者からの相談、学校で発生するトラブルに対する苦情、教育施策への要望や批判、匿名でのクレームなどさまざまです。相談者からの相談が滞ることがないように、青少年相談所、学校教育課、児童福祉課が連携を取り合って対応し、問題が解決するまで継続してかかわるようにしています。

相談窓口での対応とは別に、特別支援教育のための巡回相談という相談業務も行っています。巡回相談とは、軽度発達障害の子どもや保護者、そしてその子どもたちの指導に悩む先生をサポートするために、学校教育課の巡回相談員が各学校に出向いて相談業務に当たるものです。平成 18 年度は巡回相談は約 400 件あり、今年度はさらにニーズが高まっているため、巡回相談員を 1 人増員して対応しています。

次に、不登校やいじめ問題を防ぐための対策についてです。

本年度 8 月から新しい取り組みとしていじめ SOS メールでの相談の受け付けを始めました。学校を取り巻く問題にはさまざまな問題がありますが、現在、どの学校でも児童生徒が標語に描いた魅力ある学校を目指して、地域に誇れる学校づくり、授業改善等に力を入れています。それが児童生徒にとって通いがいのある学校、学びがいのある学校につながればうれしい限りです。

教育委員会としては、いじめや不登校等の問題への学校の対応を支えていくために、生徒指導を担当する教職員の研修会や学校へのカウンセラーの配置などを通して、学校の相談体制の充実のために努力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺敏昭 議員） 6 番山下議員。

◆6 番（山下いづみ 議員） また、1 番から順番に質問させていただきたいと思います。

まず初め、1 番の相談窓口の現状についてというところで、児童福祉と教育委員会でいろんな相談を受けているということで、今聞いていましたら、相談内容も共通するところがあると思うんです。子育てのこととか、家庭でのトラブル、そして不登校とかいじめというのも、結局は家庭にかかわってくるということで、そしてすごく相談件数も多いようなんですけれども、また、その相談内容も共通しているというところで、いろいろと連携をとっていると言いましたが、同じような対応をなさっているのでしょうか。

○議長（渡辺敏昭 議員） 福祉保健部長。

◎福祉保健部長（井出哲夫 君） 今教育委員会の方で相談窓口があるわけですが、富士市の関係機関の役割分担というのをしております。虐待につきましては児童福祉課の方で受けております。これは要保護児童対策地域協議会が主体となっております。非行については教育委員会の青少年相談所、障害関係につきましては障害福祉課、あと LD

とかADHDについては、部分的に学校教育課の方で受けてございます。それと不登校については、やはり青少年相談所、DVについては福祉総務課という形で役割分担を持っておりますが、おのおの連携を密にして取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（渡辺敏昭 議員） 教育長。

◎教育長（平岡彦三 君） 不登校等児童生徒対策連絡会等では、関係者が集まって具体的な、どの学校のどの子が今現在どのような状況にあるのか。学校ではこういうようにしている。相談所ではこういうようにかかわっている。また、それぞれそこに集まる専門的なカウンセラーやさまざまな方の意見を聞きながら、当面この関係する相談所が、こういうような姿勢で対応していきましようというような形で、1つの関係機関がその子とかかわるかかわり方がいいかどうか、そういうこともやっぱり研修をしていく、連絡調整をしていくという会合も持ってお互いに連携をしているということから、さまざまな重複、それから連携が起きています。それは、ある意味では子どもを多面的にしっかりと見るといことにつながっているのではないかと思います。

○議長（渡辺敏昭 議員） 6番山下議員。

◆6番（山下いづみ 議員） いろいろ連携をとりながら、そして役割分担があり、この課では非行、この課ではDVというふうになっているということで、今これを見ますと、1つ疑問がわいてくるのは、では、今うちの家庭では非行があります。そしてDVはありませんという場合があるかもしれないし、ないかもしれない。大体すべてがいろいろ関連して複雑化しているというお話もありましたので、そういうことを考えると同時に、あといろんな悩んでいる方というのは、富士市にたくさん相談業務があるのはすばらしいと思うんです。だけれども、本当に悩んでしまったときに、ああ、私、悩んでしまったというときに、ぱっと開いて、あなたの頑張り支えますと書いてあるところの相談を見て、今私のこの悩みはここの窓口に行こうと的確に探して、今相談がありますと行くのはなかなか難しいと思うんです。そして、行ったところで、役割が違うんだよ、うちの課ではないのでこっちの相談にというようになったときに、うまくいけばいいんですが、場合としたり、いろいろ声も聞いているんですが、悩んだ結果、頑張ってみてみた。でも、うちの課ではないと。結局たらい回しというような状態に陥ってしまうということも聞くんです。あとまた、どこに行ってもいいのかわからないというふうになってきますと、もちろんいろいろと連携をしている、いろいろと話し合いをしている、役割分担をしっかり持っているということを、市民にとっては使いやすく本当にわかりやすいというような形にしていくためには、相談窓口をワンストップで、総合相談窓口というものを1つ開設したら、よりよくなっていくのではないかなというふうに思います。

例えば三鷹市では、平成18年7月から、市民の声から総合教育相談窓口というのが設けられました。これは行くたびにいろんな場所に行かなければならない。ですので、とにかく1カ所に行けばいいというふうにまとめてくれという声が上がったそうです。そこで、相談の受け付けから問題解決するまで、相談者1人1人に担当者が寄り添いながら相談して支援していく、こういうスタンスで始めたそうです。そして、始まって今ここで1年なんですけど、とてもわかりやすくなったし、解決していく。

悩みを相談に来る方というのは、途中で解決できなかつたり、もしかして途中で放り出されるというのがないと言っても、そういう不安がある。そうしますと、寄り添いながら一緒に聞いて、一緒に解決していくという安心感というのがすごく大切だと思うんです。

ですので、とにかく今いろんなところで、ワンストップとか、トータルしてすべてを把握してというようなこともいろんなところで考えているということですので、ぜひ子どもと家庭を支えるというところにもワンストップ、総合相談窓口、とにかく富士市で子どものこと、家族のことで悩んだことがあったらここに行けばいいという市民がわかるような場所を1つ設けたらいいのではないかと思います。このことに関してはどうでしょうか。

○議長（渡辺敏昭 議員） 教育長。

◎教育長（平岡彦三 君） それでは、教育の方だけまずお答えをさせていただきたいと思います。

相談窓口を1つにして、そこに入れば、その方はまたどこかにその相談者を紹介しなければいけない、そういうことになりますので、教育委員会の方では、なるべく教育に関係したことは、より相談窓口がわかるようにしたいと考えています。さきの質問で小長井議員、それから大和田議員からもお話がありましたけれども、相談窓口が見えないということがありましたので、各学校にはこのような形で、どのような項目で悩んでいるときにはどういうところに相談すればいいよということをまずはっきり子どもたちに渡して、そして親御様にはわかってもらって、相談を受けたら、私のところではありませんではなくて、なるべくここへお電話したらいかがですかというように、今山下議員が言われたように、少しでも何回かのストップがワンストップになるように努力をしているところであります。

○議長（渡辺敏昭 議員） 福祉保健部長。

◎福祉保健部長（井出哲夫 君） 今、児童福祉課の方に家庭児童相談室というのがございますので、そこでほとんど学校教育のものを含めた形で相談業務をしておりますので、窓口としては、ワンストップまではいかないかもしれないけれども、ここで十分対応できると考えておりますし、たらい回しにするようなことは今しておりませんので、電話でも受けた以上は責任を持って対応していると聞いております。ですので、先ほど議員提案のワンストップについては、今後検討していかなければならない部分があると思いますけれども、現状の中でも十分対応できると考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（渡辺敏昭 議員） 6番山下議員。

◆6番（山下いづみ 議員） 今お話で、いろいろと検討している、やっているということなんですが、今こういうふう聞いたときに、教育委員会から、児童福祉課からというふう結局また2つなんですね。そしてこのところに、実際に子どもの教育のこと、子どもの家庭のことというふう切れない、入り組んでいるものが結局問題になっているときに、やっぱりワンストップ総合窓口というのがとても大切ではないのかなと。

そしてまた、先ほどの三鷹市の例では、例えば相談に来たら、場合によっては自分で説明ができないというときに、その担当の人が窓口と一緒にお話をしてくれるとか、また、いろいろとこういう問題になってくると、結局金銭面のことであったり、家の中の不都合なところとか、就労とか、いろいろかかわってくるんです。そうしますと、そちらの担当の方にこの窓口のほうに来ていただいて、今相談している方が納得できるような、悩み事が解決できるようなことをケアしながらやっているということです。また、三鷹市は、子どもの対象年齢がゼロ歳から15歳を対象にやっている。

そしてまた、大月市の方でゼロ歳から18歳を対象に平成17年から始まっていて、これはとにかく子どものことはちゃんと総合で見ようということで、子どもと家庭総合支援センターということをやっている。ここでは、とにかく何もこぼれもなく、ちゃんとすべ

て解決できるように相談ということが成り立っているんですねと言ったら、そのようになっていますと。そのようになっていますというのは、来ていただいたすべてに対応していく。今現在持っているのは71件だと。内容的には、非行、不登校、虐待、いじめ、親の精神的な病気、知的障害とかいろいろなもの、すべてに対応していく。それに、富士市でも、先ほど言っていました、ちゃんとほかの警察とか病院とかいろいろと連携をとりながらと。

ということは、今相談を担当している行政側にとってもだんだんむだとかがなくなってくると思うんです。いろいろ重複して、うちはこっちで、うちはこっちでと、だんだん個々よりもちゃんとまとめてやっていく。ですので、このワンストップ総合相談を開設することは、行政側の方にとってももっと仕事がやりやすくなるのではないかなと思います。

そして、2番目の方の学校と相談事業のかかわりについてですが、特別支援ということもあり、巡回をしながらということとはとてもいいことだと思います。そしてこのところに、いろいろと学校に行き、その学校ごと個々にすべて対応していて、今の状態は十分なのではないでしょうか。

○議長（渡辺敏昭 議員） 教育長。

◎教育長（平岡彦三 君） 相談件数も大変多いわけですので、先ほど400件ぐらいの話がありました。ですので、その相談者がすべての相談件数を責任を持って最後まで解決するというよりも、その相談者にかかわる学校に助言をしたり、こういうような方向でやったらどうでしょうか。また、このことで悩まれたら、こういう組織のこういう方と相談をして教えを請うたらどうでしょうか。そういうふうなことをして、ある意味では、相談を受けながら、学校や保護者の方々の解決の道筋を相談してくださるというような役割で今相談業務をやらせていただいております。

○議長（渡辺敏昭 議員） 6番山下議員。

◆6番（山下いづみ 議員） そういう助言というのは学校にとってはとても心強いと思います。

そして、また今ここで質問なんですけれども、こういう助言とか巡回というところで、すべての教員の方が、ぱっと行って相談ができるとか、ちょっと話をしたいというような体制、困ったらここのところに行き、ちょっと話を聞いてみるんだというような体制にしっかりとっているということなんでしょうか。

というのは、最近また聞いた話なんですけれども、保護者の方は保護者でいつも一生懸命やっている。学校の先生はとにかく一生懸命やっている。お互いに一生懸命やっているということは、皆さんもよくわかっていると思いますが、1つの例を挙げますと、子どもが学校に行きたくなくなってしまって、親はどうしようと。そして、精神科の病院にいろいろとお話を聞きに行った。そして、学校の担当の先生にも聞きに行った。そうしたら、言われたことが両方とも180度違う、全然違う意見を言われた。親としたら子どもをどうにかしたい。でも、こっちの先生にも、また学校の先生にも両方に違うことを言われて、どうしていいのかわからないというふうに迷ってしまったんですね。そして、いろいろやっていて、また学校の先生もとにかく来てもらいたいといろいろと一生懸命尽くしていた結果、先生が疲れてしまったんです。そして、何々ちゃんに来てもらおうと、一生懸命すべてのことをやり尽くして、もう何もすることができないとぽっと言われてしまったと。そういうような現状があったときに、これは親が悪い、先生が悪い。これは親も先生

もだれも悪くないんです。親も先生も一生懸命やったけれども、どうしたらいいのかという解決の策がわからなくて疲れてしまった。そうしたら、今ここに、富士市にはいろんな相談業務とか支えていくというものがあつたら、ここで役に立たないとみんな悲しくなってしまうというような状況になってしまう。

ですので、今ここで強く思いますのは、学校の先生もこの相談窓口に行けて、この相談のところを通して保護者の人とちゃんと連携がとれるというような形になれるようにしていただきたいと思うんですけれども、その点についてはどうでしょうか。

○議長（渡辺敏昭 議員） 教育長。

◎教育長（平岡彦三 君） 学校からの相談につきましては、相談件数の中にカウントしておりませんが、校長を通して、それから担当する生徒指導の担当者から相談は参ります。それで、学校教育課の中には、大きく分けて学校教育課と教職員課があります。学校の運営に関することや先生方に関する事、それから管理に関する事の出来事のようなものはそちらの方へ、それから研修や指導や子どもの具体的な生活習慣や非行の問題については学校教育課、そこが責任を持って先生方と対話をして協力して、それぞれに一体何が役割なのかを見きわめて、それぞれが動くというような体制をとっております。

○議長（渡辺敏昭 議員） 6番山下議員。

◆6番（山下いづみ 議員） いろいろと考えながらやっているということですが、先ほどの1番のところでも言いましたが、三鷹市のところでも1つ総合教育窓口を設けたというところには、特別教育を推進するという事も考慮してというふうに言っていました。そして、学校側—学校側といっても、校長先生だけではなく、普通に担任の先生がぽっと行けるような窓口としてこういうふうにやっていった結果、結局相談業務に関してむだがなくなって、何が問題か明確になって、必要なものを必要な人に提供ができるという形になっていった。これで三鷹市民の人にとっても、三鷹で一生懸命教師をやっている方にとっても、両方にとってもいいような形になっていったということだそうです。

先ほどの一番最初に言いましたけれども、子どもを困む大人たちというのはすごく影響が大ですね。では、子どもにとってはだれが一番身近なのといったときには、親と学校の先生です。だから、親とか学校の先生がいつも前向きに元気に生活をしている姿を見せるということがすごく大切だと。でも、悩んでいるときには、あなたはもう大人だから、あなたの考えでやってということは、やっぱり私たちはどんな年になってもいろいろ悩みというのは出てきますから、そういうときに、この相談というところにぽっとちゃんとした適切なヒントであるということができればいいなと。それには、うちではそれはわからないのでこっちというよりも、結局私たちは、子どもの成長を真っすぐこういうふうにやってもらいたい。そして、ばらばらになりそうな家族をばらばらにしないで一緒にさせたいとか、まとめたいという思いから相談をやっているんです。それを、この部分は右、この部分は左というふうにばらばらになるとなかなか難しくなる。ですので、今ここで急にやりますとか、そういう話ではなくとも、やっぱり子どものこと、それに家庭のことというのは、しっかりと総合的にまとめて受けていくことが大切ですので、次に進んでまとめて統合していこうというようなことを富士市の方でも考えていただきたいと思います。

そして、3つ目の今後予想される相談内容の対策についてというところで、いろいろと巡回とかもやっている。そして、予防ということで、研修もいろいろとやっているということで、これを聞いたときにすごくいいなと思いました。これからいろいろと問題があつたときに対応、対処ばかりではなくて、その前に未然に防ぐ予防ということは本当に大切

だと思えます。それに、とにかく人材、人って大切ですよね。本当に困った人が来てくれないというような話もよくありますので、一生懸命巡回して話を聞いているということを前に聞きました。そして、これから予防ということに関して、担当している業務の方にもいろいろと検証をやっていくとか、学校の先生にもとって言っていましたけれども、この予防というのは、先ほど赤ちゃんを持っている人を対象にとか、先日も小1プロブレムとかいって予防ということも言っていました。予防というのは赤ちゃんのときだけ、小学校1年生のときだけ、それはもちろん大切だと思いますけれども、人生全部、ライフコースを含めての予防教育というのが大切になってくる。

そして、このところで、例えば虐待というのが今問題になっていますけれども、その虐待に関してもいろんな予防というのはどんなことがあるのかといったときに、予防にも第1予防、第2予防、第3予防というふうにもいろいろとあります。そして、富士市の行政としてできるものというのは第1予防なんです。これは全市民対象にするもの、それで予防として起きる前に対処する。ハイリスク家庭の方に、そうならないように予防教育をする。それは学校教育であるとか、社会教育、この分野になってきます。ですので、今実際にやっている予防教育を、きょうは子どもと家庭と言っておりますので、赤ちゃんを持つ、ゼロ歳児から18歳を持っている親に向けての実際に日常でヒントになるような予防教育というのも、また触れていきたいと思えます。このことに関しては、また台湾の方に視察に行くとか、予防教育先進国というのはまだほかにありますから、そのこともお話ししながら、ここはまたじっくりといきたいと思えます。

そして、次の放課後児童クラブのインクルージョンについてですが、1番目の特別支援学級生徒の参加状況ですけれども、これは今13学級、6名の方が5カ所に行っているということなんですけれども、特別支援学級の生徒全員が自分の校区で行きたいといったら参加できる状況にあるのでしょうか。

○議長（渡辺敏昭 議員） 福祉保健部長。

◎福祉保健部長（井出哲夫 君） 児童クラブの受け入れについては、一応その地域に任せてあるわけですが、各地域の児童クラブの方からは受け入れを拒否したとか、そういったことは聞いておりませんので、特別支援学級生徒についても、健常児という言葉がいかがいかわかりませんが、その普通の子どもと同じような形で各地域の児童クラブの方で受け入れをしております。

○議長（渡辺敏昭 議員） 6番山下議員。

◆6番（山下いづみ 議員） 受け入れをしているというところで、実際に2人目を入れるのが難しいとか、入れなかったという話も聞いているんですけれども、ここに平成18年10月に市民連合と未来ネットが熊本市放課後児童健全育成事業を視察したときの研修報告があるんですが、これは各地区での運営委員会がやるということなんですけれども、一番難しいのは、そういうふうになったときに、人材をどうやって見つけようとか、それに対してどうしようというのがすごく難しいところだと思うんです。そういうときに、運営委員会とこっちの市の方でそこはしっかりと支援をしていくというのがいいのではないのでしょうか。

こちらの熊本市の方では、障害児の方には6年生まで希望者を受け入れて、そのときの状況によって指導員の加配をしている。これは市の方が責任を持って、そのところはわかりました。では、こちらの方で人材を見つけて派遣しますと、それぐらいやっていると、運営の方でもなかなか難しいのではないかと思うんですが、この点についてはどうで

しょうか。

○議長（渡辺敏昭 議員） 福祉保健部長。

◎福祉保健部長（井出哲夫 君） まず、先ほどの受け入れの件で1点訂正させていただきます。

今年度厚生労働省の方で放課後児童クラブガイドライン案というのが夏に示されました。その中で、特に配慮を有する児童への対応についてという項目がありまして、障害のある児童や虐待への対応等、特に配慮を有する児童については、利用の希望があるときは可能な限り受け入れに努めなさいというようなことが書いてあります。実際に重度の障害児の方を受け入れられない児童クラブもあるとは聞いておりますけれども、可能な限り各クラブではまず受け入れていただいていると思っております。

そして、今の人材の育成につきましては、またいろいろな問題がありますので、今後の1つの研究課題とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺敏昭 議員） 6番山下議員。

◆6番（山下いづみ 議員） またいろいろ研究するということですが、また2番の方に移りますが、特別支援学級生徒についての放課後児童クラブというところで、富士市では「みらい」では57人が登録をしている。これはスタート時は10人であって、定員は25名と聞いているんです。既に57人と満杯状態で、どうするのかということもあると思うんです。

そして、この中に、例えば特別支援学校に行っている子ではなくて、特別支援学級に行っている生徒も含んでいるということはあるのではないのでしょうか。

○議長（渡辺敏昭 議員） 福祉保健部長。

◎福祉保健部長（井出哲夫 君） 現在、「みらい」の方では登録者数が57人、そして実際には定員が25人ということで、30人近く常時いると伺っております。確かに施設自身が手狭になっています。「なんくる」の方について26名が登録されているわけですから、こちらの方が若干余裕があるのかなと聞いております。

そういった中で施設の拡充については、民間の福祉法人が運営しておりますが、そちらの方と話し合っていかなければなりませんので、その辺は民間の福祉法人と話し合いの中で、ある程度方向性を見出していきたく思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺敏昭 議員） 6番山下議員。

◆6番（山下いづみ 議員） これはまた1番とあれしますけれども、特別支援学級に行っている生徒は、とにかく校区の児童クラブの方に行けるといような道筋をしっかりと決めるという方向に持っていくために、では、富士市としてはどういふふうに支援ができていくのかというふうに考えてやっていただきたいと思います。

また、このような事例としましては、横浜ではもう既に3つタイプがあります。児童放課後クラブとそれに付随してはまっ子ふれあいスクールとかいろいろと。そして、平成17年度に放課後児童育成施策基本指針というところにも、ここでは既に児童放課後クラブがあるけれども、そこにもしっかりと述べているんです。障害児の参加促進、障害のある子どもたちにとって、大勢の子どもたちと一緒に放課後の時間を過ごし、成長していくことは大切です。そのためにも、放課後に一緒に遊ぶということをちゃんと促進していくんだ。その対策のために放課後キッズクラブとか、はまっ子ふれあいスクール、そういうのもしっかりと設けて行っています。ですので、富士市にも、これは障害を持っていようが持っていまいがどんどん行けるんだというふうなこともしっかりとできていくと思いますので、

ぜひお願いしたいと思います。

そして、放課後児童クラブのインクルージョンで、対象年齢と受け入れ状態はどうなのかというところに入りますけれども、いろいろと規定で、親が働いている子どもたち、小学校3年生というふうになってきますけれども、それでは希望者も多くてなかなか受け入れができていないということも、午前中からも言っております。そこで、放課後子どもプランというのがあって、これは教育委員会、そして厚労省も一緒に連携してやっていくんだと、富士市でもこれからどういうふうにやっていこうかというふうになってくると思うんですけれども、こういうような放課後子どもプランというところで、品川区の方では、去年からすまいるスクールというのを始めました。これは40校の中の8000人が登録している。児童は6年生まで約1万人ですけれども、8000人登録していて、ほぼ3割が毎日利用している。これは全校区に1人ずつ区の職員を配置して、運営の中心となってやっていくというような形になっている。

こういうふうにしていきますと、いろいろな要望もあるんですけれども、親が働いていても働いていなくても、子どもが障害があってもなくても、行きたいといった自分の校区のところに行けるということに支援していけるのが、これから出てきた施策としては放課後子どもプランというふうになっておりますので、またこのことについてもぜひ検討していただきたいと思うんですが、これはどうでしょうか。

○議長（渡辺敏昭 議員） 教育次長。

◎教育次長（石井邦敏 君） 放課後子どもプランの関係でございますが、前にも議員の方から質問がございまして、概要については話がいていると思いますが、福祉と教育と一体もしくは連携という形の中で進めていくということですが、今現在、県の方でも静岡県の方でも放課後子どもプランの方向性という形の中で委員会をつくりまして、静岡県ではこのようにやったらいいじゃないかというようなものを検討しております。その提示がそろそろ10月には来るといいますので、そうしたものを含めまして、今後の子どもプランのあり方を検討していきたいと考えております。

年内には、市としての委員会を立ち上げまして、来年度はモデル地区というような形の中で進めていきたい。その中では、先ほど議員の方から出ているいろいろなことも含めた中で検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺敏昭 議員） 6番山下議員。

◆6番（山下いづみ 議員） ぜひ今回言いましたことも含めまして、そしてあと1つ言い忘れました。富士市には外国の子どもたちもたくさんいるんです。その子たちもちゃんと一緒に遊べる。みんながインクルージョン、子どもたちがみんなわきあいあいと遊べる、そして安全に遊べるということも考えて、富士市ならではの、子どもたちはみんな遊べるんだよというようなことを力強く出して、ぜひプランを立てていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

質問を終わります。